

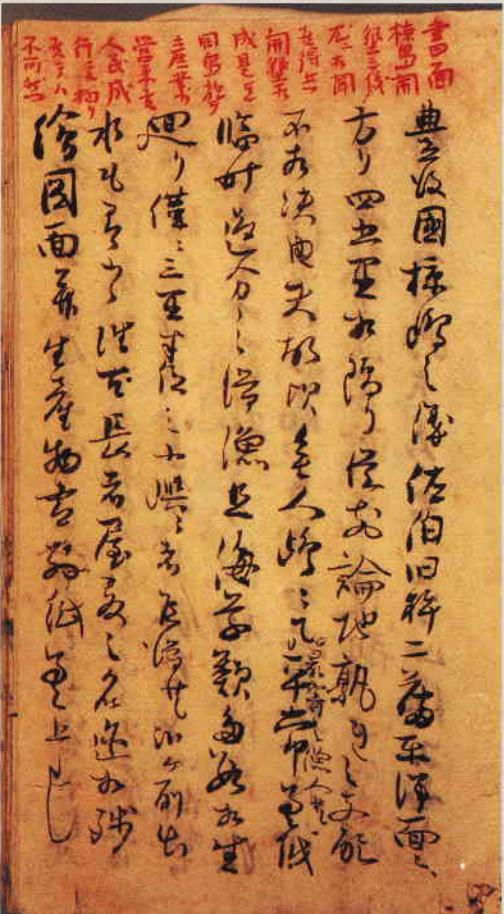
公文書館だより

第9号 平成14年2月

(欄外天ノ部分)

（明治二年）
已九月
民部省 御中
大蔵省
（中略）

（明治元年 太政官同書類）より
（書面棕島開墾之儀尤ニ相聞候得共、開墾相
成是迄同島於テ産業営業來候人民成行ニも
拘り候テハ、不可然）候間、篤ト其辺ヲモ
參酌ノ上、開墾見込之趣願人相糸詳細取調
繪図面相添尚可申出事、



豊後水道に浮かぶ無垢島（棕島は当て字）は、人の住む地無垢島と無人の沖無垢島から成る（現在は津久見市大字長目の域内）。

この小嶼は藩政時代よりその位置関係などからして、佐伯、白杵両藩の領有をめぐる紛争地となつてゐた。しかし、それも明治初年には帰属が不文明のまゝ鎮静化していくようである。

上掲文書によると、当時は無人となつていた無垢島を日田県が管轄下に置きたいと国に伺いを立てたのである。旧幕府領を中心に成立した日田県は、この島の開墾を行つて管下の者を移住させ漁稼ぎをさせたい、さらには、囚人の中でも輕科の者を送つて山海相応の稼ぎをさせれば、自然と懲心の効もあるであろう。そこで無垢島を小罪懲惡第一の要地と見込んだ上で伺いを立てたのである。

これに対し国は、日田県の伺いは尤もなことに聞こえるが、仮に開墾が成つたとして、豊かな海産物にめぐまれた同島で、これまで人民が営んで來た生業にも拘つては良くないので、なお詳細に取り調べた上で再度申し出るようご回答したようである。

この事件がその後どういう展開をしたか現下のところ定かにし得ない。ただし、日田県が二年後の明治四年（一八七二）十一月には大分県に吸收合併されているので、あるいは実現しなかつたのかも知れない。いま明らかにし得るのは、この無垢島がその後競売にかけられ大蔵省指令によつて、備中國浅口郡阿賀崎村の戸川七郎へ払い下げられ、鉢下年季（開墾から一定期間貢租を減免）も認可されたということである。時に

大分県公文書館所蔵の 富貴寺大堂の修理記録

別府大学教授 工 藤 圭 章

大堂修繕ノ義ニ付
天台宗 富貴寺

大分縣西國東郡田添村大字落
延暦寺本

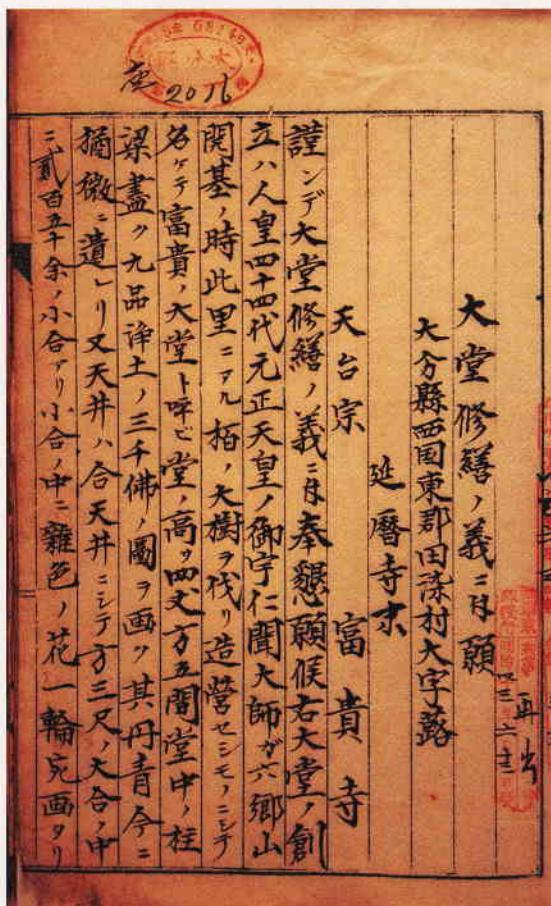


写真1『寺院一件』(明治44年～大正元年)

明治二十九年（一八九六）五月に内務省に設置された古社寺保存会では、古社寺保存法の制定に向けての政府案の立案討議がおこなわれ、それと並行して、保存法成立以前に早急に修理すべき建造物や美術品の選定を始めていた。このとき、建造物で修理の対象に選ばれたのが奈良県の新薬師寺本堂と法起寺三重塔であり、これが明治政府の国費による保存金の下付をうけての建造物解体修理工事の嚆矢となっている。古社寺保存法はこの年の第十議会で審議されて明治三十年四月に初めて法律第四十九号として公布されたので、この二棟の建造物の修理はそれに先立つておこなわれたことになる。

保存法制定後、古社寺で維持修理が不能なものは内務大臣に保存金の下付を出願し、その可否が古社寺保存会に諮詢され、その決定をみた後に、地方長官の指揮監督によつて修理が進められると規定されている。そして、修理の対象となる建造物は古社寺保存法によって「特別保護建造物」の資格あるものと定められたものであつた。明治三十年に「特別保護

建造物」に定められたものは京都府の北野神社ほか四十四件で、新薬師寺本堂や法起寺三重塔もこのときに「特別保護建造物」に定められている。ちなみに法隆寺では金堂・五重塔・中門・東院夢殿、東大寺では法華堂（三月堂）・南大門・鐘楼などがこの四十四件に含まれている。

今回、大分県公文書館での収蔵文書のなかに明治四十年に「特別保護建造物」に定められた富貴寺大堂の明治四十三年となつてゐる。古社寺保存法はこの年の修理関係記録があり、一部であるが数少ない明治の修理記録がみられて貴重である。なかでもこの中の修繕願に明治維新後から寺祿返上のため修理ができず、明治三十一年に覆屋をつくつて雨露を防いだが、明治三十六年の暴風で境内の大木が倒れ覆屋や堂に被害が及んだことが記されている（写真1）。当時の写真にもあれ、その決定をみた後に、地方長官の指揮監督によつて修理が進められると規定されるものもあつて、その惨状が窺え知られる。また、記録にはほかに修理のための建築用材の寸法・価格の調書もあつて、工事の規模が知られて面白い。

富貴寺大堂の明治の解体修理工事は明

「特別保護建造物」の名称は昭和四年

載され興味をひく。工事竣工式が行われ

治四十五年から大正二年まで国庫補助をうけておこなわれた。「特別保護建造物」についての行政事務はちょうど大正二年に内務省から文部省に所管が移つたが、関東大震災の文部省の被害の際に、明治や大正初期の修理記録等は失われている。したがつて、修理等の記録は地方公共団体や当該社寺にしか残されていない。その後から寺祿返上のため修理ができず、明治三十一年に覆屋をつくつて雨露を防いだが、明治三十六年の暴風で境内の大木が倒れ覆屋や堂に被害が及んだことが記されている（写真1）。当時の写真にもあれ、その決定をみた後に、地方長官の指揮監督によつて修理が進められると規定されている。そして、修理の対象となる建造物は古社寺保存法によって「特別保護建造物」の資格あるものと定められたものであつた。明治三十年に「特別保護

建造物」の名称は昭和四年に改められた。大分県公文書館には、この修理の記録があり、一部であるが数少ない明治の修理記録がみられて貴重である。なかでもこの中の修繕願に明治維新後から寺祿返上のため修理ができず、明治三十一年に覆屋をつくつて雨露を防いだが、明治三十六年の暴風で境内の大木が倒れ覆屋や堂に被害が及んだことが記されている（写真1）。当時の写真にもあれ、その決定をみた後に、地方長官の指揮監督によつて修理が進められると規定されている。そして、修理の対象となる建造物は古社寺保存法によって「特別保護建造物」の資格あるものと定められたものであつた。明治三十年に「特別保護



たのは昭和二十五年九月で、この年の五月に文化財保護法が公布され八月に施行されたので、旧「国寶」が「重要文化財」とすべて名称変更され、竣工式当日は大堂が「重要文化財」となっていた。なお、文化財保護法によつて建造物の「国宝」指定が始められたのが昭和二十六年からで、富貴寺大堂も翌二十七年に優秀で文化史的意義のとくに高いものとして「国宝」に改めて指定されている。

富貴寺大堂は昭和四十年に屋根葺替修理がおこなわれ、屋根瓦が境内の発掘で出土した瓦にしたがつて行基葺に復原され、軒瓦の文様も現状のようによつて変更され



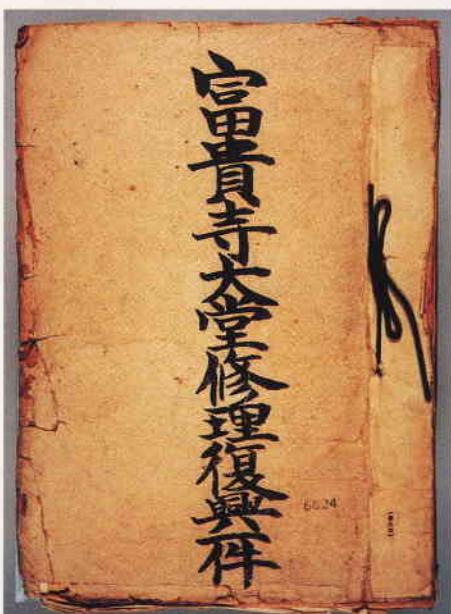
一九二九年生、工学博士。奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部長、文化庁文化財保護部文化財鑑査官等を歴任。現在、別府大学文学部文化財学科教授。

工藤圭章教授略歴紹介

富貴寺の工事関係のような地味な書類が保存されていることによつて、公文書館の存在意義が再確認されたといえよう。富貴寺大堂の修理記録を記載した公文書について

富貴寺大堂の修理記録を記載した公文書について

この昭和二十三年からの富貴寺大堂修理では前回の修理と同様、材木として檜、杉を使用したが、不足分を補うため近辺の神社に木を求めるなど修理に苦慮していること



表紙 冊簿

先に挙げたように明治から大正にかけての修理の際は、当時と同様の材料を使わずが大分県公文書館に残つている。

『寺院一件』（明治四十四年～大正元年）録は、明治四十年代と昭和二十年代のものにある、「修築材料価格調査送付ノ件」（明治四十四年）では、富貴寺大堂修理に使用する材料の一覧が挙げられているが、それによると主な材木として檜（柱用）、杉を用し、釘には西洋釘を調達するとしている。

戦後、富貴寺大堂の修理は昭和二十三年から二十五年にかけて行われた。前回と異なり修理に関して『富貴寺大堂修理復興一件』（写真3）という簿冊が残されている。この簿冊は主に富貴寺修理に関する当時の文部省と大分県の往復文書を編綴している。

大分県公文書館には、富貴寺以外にもいくつかの寺院について修理記録が存在する。文化財修理は短い周期で行われるものではないが、仮に五十年後あるいは百年後に行われるとき、何らかの形で過去の記録が参考されるに違いない。

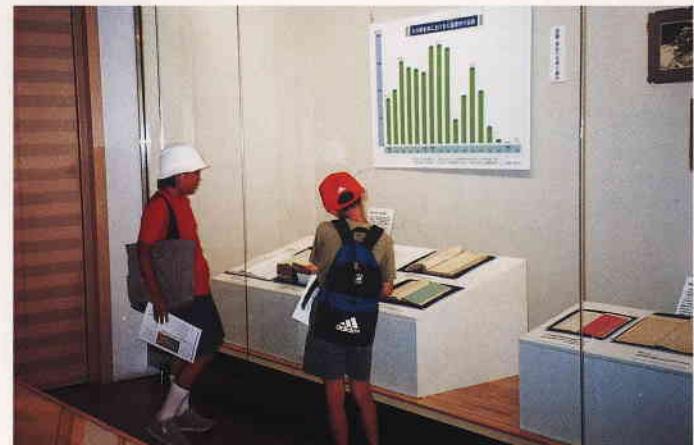


公文書館企画展開催

公文書館の第六回企画展「近代大分の七島蘭・豊後青表の消長」が、昨年七月二十五日から八月十八日まで先哲史料館一階の展示室で開催されました。

今回取り上げた「七島蘭」（しちとうい）は、主に葛表の原料として利用される植物で、近世から近代をへて高度成長期に至るまで豊後地方（大分県）の主要な特産物でした。

明治以降の大分県を担当分野とする公文書館では、近代以降に七島蘭と大分県



がどのようにかかわったのかについて、当館所蔵の県公文書や写真、引札（彩色広告）などの資料を中心に展示を構成しました。

企画展開催期間中は夏休みだったこともあり、児童・生徒を中心多くの方々に来場していただきました。

また今回は、企画展についてのアンケートを実施しました。いただいた回答・ご意見は今後の企画展に生かしていくたいと考えています。なお、企画展で使用した公文書についてはマイクロフィルム複製本で、写真等の収蔵資料は原本で閲覧利用ができます。

明治期以降の資料についての情報、ご相談がありましたら、公文書館までぜひご連絡下さい。

H.Pアドレス
<http://www2.pref.oita.jp/31501/touyou/kobun/index.htm>

編集・発行
平成十四年一月二十八日発行
大分県公文書館
〒870-0844 大分市大字駄原五八七一
tel ○九七一五四六一八八四〇
fax ○九七一五四六一八八四九

公文書館からのお知らせ

公文書館では、明治期以降の大分県が作成した公文書の内、歴史的に重要なと思われる文書を収集、保存、整理して利用者の方に公開をしております。

また公文書だけでなく、行政資料（県が作成、印刷した冊子）をはじめ、明治期以降の大分県に関する絵地図、チラシ、ポスター、写真等も同様に取り扱っております。もちろん大分県内の市町村、団体、個人が作成したものについても、収集して大切に保管しております。

閲覧室においては、明治期から現在までの「大分県報」（七九〇冊）、「大分県統計書」（一一〇冊）の複製本も配架しておりますので、明治期以降の大分県の歴史に触れてみてはいかがでしょうか。

ぜひご来館下さい。

また、当館では県内に所在する明治期以降の資料についての調査、収集を行っています。

ご自宅を整理する際や建て替える際に、古い記録（公文書等を含む）や写真等が出てきたことはありませんか。それらは明治期以降の大分県下を知るうえで貴重な資料となるものです。公文書館では寄贈・寄託などにより受け入れを行った資料については一定に保湿・保溝された書庫内で大切に保管し、詳細な目録を作成します。

明治期以降の資料についての情報、ご相談がありましたら、公文書館までぜひご連絡下さい。

